

# 2021山形村 村づくり懇談会

○開 会

○村長あいさつ

○テーマに関する説明

1. 環境対策に関すること
2. 子育て支援に関すること
3. 質疑応答

○その他

○閉 会

日時：令和3年11月24日（水）午後7時から

令和3年11月27日（土）午後2時から

場所：山形村農業者トレーニングセンター  
2階 ふるさと大ホール



# 第4次 山形村 環境基本計画



## 川

一級河川の三間沢川や唐沢川をはじめ、狭い山あいから流れ出る大小いくつかの河川は、松本市との境界の手前で1本に合流してその先へと流れ下っていきます。河岸には下水道の終末処理場「ウォーターパーク」や一般廃棄物最終処分場「サンクスB B」などの公共施設がありますが、定期的に河川の水質検査が実施され、下流域に対して適切な水管理が行われているところです。

一方で、橋の上から川の様子をのぞいてみると、空き缶やペットボトル、容器包装プラスチックなどのごみが目に낌ります。また、農業用のマルチが風に飛ばされて中洲に引っ掛かっている様子も見られます。



川は泣いている…



環境川柳

見下ろせば 渡る河川は ゴミばかり

橋の上のスナフキン

## 止まぬポイ捨て・不法投棄

交通量の多い幹線道路では、相変わらず空き缶やペットボトルの投げ捨てが目立ちます。たまたま村を通りかかる人の仕業なのでしょうか。モラルを欠いた軽率な行為です。

また、大池原や東原の畠地帯では、コンビニ弁当や飲み物の空容器、生ごみなどがレジ袋、買い物袋いっぱいに詰め込まれて捨てられるケースが増えてきました。

人通りの少ない山際の農地や道路端、林道には家電製品や古タイヤなど、大型の廃棄物が大量に投棄される非常に悪質な行為も散見されます。



## 野焼き

自宅の庭や畑において、家庭ごみを燃やしたり、剪定した枝など度を越えた量の焚火をしたりする、いわゆる“野焼き”に対する苦情や通報も増えています。

環境川柳

ポイ捨ての ゴミにつまずき 罰当たり  
ヰ大池のメイサ

ちょっと待て ポイ捨てやめて 村うつくしく  
はねづさ

## II.生活環境の向上



### ■ごみの減量と資源化の推進

- ・生ごみの水切り徹底、食物残渣等の有機肥料化の推進

生ごみ処理機・コンポスター・剪定枝粉碎機の購入補助を継続し、普及推進を図ります。

- ・ごみステーション利用におけるモラルとマナーの徹底

村民の皆さんのがみステーションを気持ちよく利用するために、正しい分別と、名前の記入を呼びかけています。

2019年度、2020年度と2年にわたって実施したごみ袋への記名状況調査では、記名率はいずれも7割強でした。自分が出したごみに対して責任を持つことを引き続き呼びかけ、記名率向上を目指します。

	2019年	2020年	2023年
調査したごみ袋の数	1,781 個	2,223 個	
名前が書かれていた数	1,277 個	1,634 個	
記名率	71.7%	73.5% ▶ 90.0%以上	

- ・効率的な資源物回収体制の樹立

回収実績、コストの両面から現在のごみ収集体制を全般的に見直し、リサイクル可能な資源ごみを効率的に回収することに重点を置いて、焼却ごみの削減と資源化率の向上を目指します。



ごみ袋の記名状況調査

- ・食品ロスをなくすための啓発事業

- ・エコバッグ（マイバッグ）の普及促進事業



収集ボックスに溢れる使用済み小型家電製品

### ■ポイ捨て、不法投棄の撲滅

- ・多発場所の調査と公表、対策

- ・新たな注意看板の作成

# V.環境を学ぶ、考える



## ■幅広い世代の環境保全学習

自ら考え、体験し、**実践**をして身につける「習慣」や「心持ち」の醸成をめざします。

### 余談からですが…

昔から長野県の子どもたちは横断歩道を渡るとき、停止したドライバーに頭を下げてあいさつをしてくれます。毎度グッとくる瞬間です。地味なことですが、これこそまさに世代を引き継ぎ習慣化されてきた「心のありよう」なのだと感じます。



環境を守る意識も同じこと。これから大変な未来を生きてゆかねばならないこの子どもたちに、人類が身勝手に乱してしまった地球環境の現状と、身近なことから改善する努力の大切さをいっしょに伝えて、当たり前の習慣に育てることが、わたしたち大人の責任でもあるのです。

## 様々な学びのシーン

### 【児童/生徒】

山形小学校 } 学校との協議研究の機会を設け、環境問題に対する子どもたちの関心を高める活動に取り組みます。

鉢盛中学校 → 朝日村、松本市と協力し、“この地域らしさ”を活かした活動の創設を探ります。

中学生は心も身体も大人と同じくらいに頼もしく、環境保全活動の強力な仲間になりますから…。

【地 域】  
【家 族】  
【仲 間】

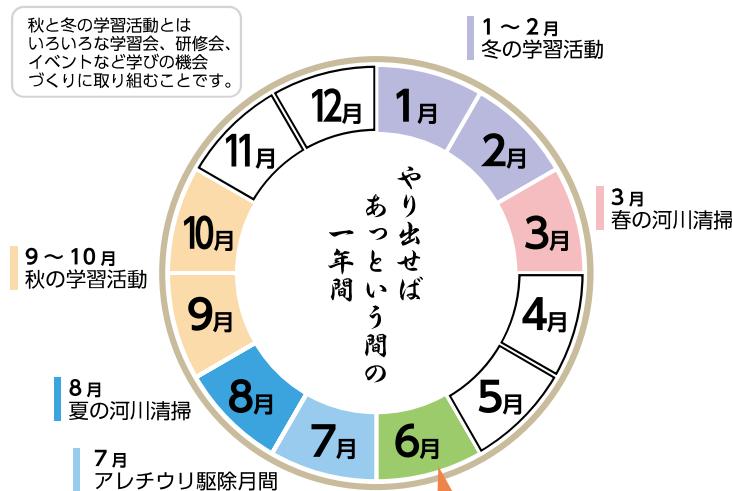
} 行政だけでなく企業や大学などの協力も得て、様々な講座、研修、見学、実践の場を提供します。

やまがた環境チャレンジカレンダーの年間スケジュールにより、幅広い環境学習活動を企画して、多くの村民の参加を募ります。

## ～学びと実践の日々～ やまがた環境チャレンジカレンダー

山形村が行う環境活動のスケジュールを月別に設定し、村民のみなさんと共に取り組む活動をカレンダーにしました。今回の環境基本計画は、数値目標の達成よりも、“確かな行動”に重点をおいて進む計画です。

活動の予定をしっかりと行動に移し、それを継続することができるのか。3年間にわたる山形村の『チャレンジ(挑戦)』の形です。



### 6月 わが家のこれイチ！ チャレンジ月間

どんなことでも構いません。ご家庭や個人で環境保全やごみ減量に関する活動を考え、1ヶ月間やり通してみませんか。

たとえば…

- 食べ残しぼりへの挑戦
- 新聞の環境記事スクラップへの挑戦
- 超節電生活(電源オフ)への挑戦
- 猛暑日対策!打ち水のススメ
- ノーマイカー通勤への挑戦
- ついでに禁酒・禁煙への挑戦
- 生ごみ完全堆肥化への挑戦
- などなど

# 2020 環境川柳

みなさんから寄せられた作品を紹介します。ご投句ありがとうございました。

- ・断捨離と 捨てし山から また拾う  
・戸締りす こもつるしの 夫のあと  
白猫
- ・環境美化 みんなで守って 健康長寿の村に  
中大池のメイサ
- ・ゴミだらけ こんな地球に 誰がした  
怒りのネコパンチ
- ・山形は イケメンも美女も 多い若い村  
・春ぼりの 芋はうまいが ねばりで消せよ土の塵  
読子
- ・畑中へ ふみ入れずに ゴミ横目  
・なぜできぬ なぜゴミ捨てる 親みたい  
ヒロ
- ・太陽光 時には災害 元となり  
・マイボトル 持参で減らす ペットゴミ  
花々ばあば
- ・老齢に 新型コロナ 怖度か  
・ポイ捨てを 思い直して 良心に  
中嶋邦郷
- ・辻々で コロナ通さぬ 道祖神  
のこ
- ・ポイ捨ての プラゴミ下る マイクロ弾  
・消せないの あなたのゴミの 指紋まで  
竹田の次郎
- ・虎刈りの 生垣だって アートずら  
愛しのショコラ
- ・たま 偶々かの きゅうじ 給餌貪る 野良の身も  
トイレと寝床 欲しいニヤン  
野良の本音
- ・捨てるより 次へとつなげて リサイクル  
エコ太郎
- ・カミ(神) がない 節水トイレで ウン(運) がつき(尽き)  
・夏のゴミ 秋冬ねかせ 春堆肥  
厚頬の美壯年
- ・レジ袋 エコだと断る え～子だね  
座布団くれ代

**「<sup>まく</sup>を惜しまぬ行動が きっと事態をかえてゆく**



**「<sup>まく</sup>は地球を救う」**

令和3年3月

発行 山形村

〒390-1392 長野県東筑摩郡山形村 2030 番地 1

電話 0263-98-3111

村ホームページ <https://www.vill.yamagata.nagano.jp>

この環境基本計画は村のホームページで見ることができます。

# 『野焼き』を考える

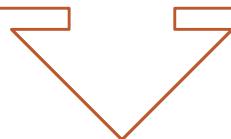
---

# 野焼きとは…

畠や空き地など、野外で廃棄物を燃やすこと

〔一部の例外を除いて法律で禁止されています〕

## 家庭ごみ、農業資材などを常習的に野焼きする 昔の古い習慣が改まらない



- ・広報など、いろいろな方法により周知をお願い。
- ・苦情や通報には職員が現地に出向いて指導。  
(年に数回はあり、消火と注意をしています)

# 一部の例外とは・・・

①国や自治体が、管理上必要に応じて行う場合

☞河川や海岸の草木等の焼却 など

②災害時における緊急的な場合

☞伐採木や支障木等の焼却 など

### ③地域の行事や宗教・文化の催事における場合

⌚三九郎、火祭り など

### ④農業や林業を営む上で、やむを得ない場合

⌚生産物残渣 など

### ⑤日常生活の上で行われる軽微な場合

⌚たき火やキャンプファイマー(ごみの焼却とは別のもの) など

**ネコが悪いじゃ  
ないけれど…**



野良猫へのエサやりは法律上  
“絶対禁止行為”ではありませんが、  
場合によっては、大変 “無責任な行為”  
と言われてしまうことにもなります。

周辺住民の多くが迷惑を被っている場合、  
「県知事が指導や助言することができる」  
とされています。

# 風食を考える

# 風食の要因は？



# 風食の要因は？

- ・ 地域特有の土質
  - 寒暖の繰り返しで、表土がパウダー状になる  
春の強い南風にあおられ舞い上がる
- ・ 農業の栽培体系
  - 長いも、葉洋菜中心の体系で、表土がむき出しに
- ・ 地球温暖化の影響
  - 近年降雪が少ないため、畠が雪で覆われない

# 村の風食予防対策は？



# 風食対策事業

- ・ 緑肥購入費補助事業  
農家が適期に麦を蒔き、土の舞い上がりを抑制する
- ・ 風食注意情報の提供  
気象データを基に予測、事前注意情報を発信する

山形村だけの問題ではない





令和3年度

# 村づくり懇談会

テーマ：「子育て支援」

～放課後児童の居場所づくり～

子育て支援課・教育政策課

## ～放課後児童の居場所づくり～

【子育て支援課】

### 放課後児童クラブ（学童保育）

保護者が就労等により戻り家庭に居ない小学1年生から6年生の児童を対象に、放課後や夏休み等の学校休業日に、遊びや生活の場を提供し児童の健全育成を図ることを目的に運営しています。

## 放課後児童クラブの運営状況

### 実施場所

- ・ふれあい児童館 (利用定員 100名)
- ・トレーニングセンター (利用定員 40名)

### 開設日時

- ・月～金曜日 下校後～午後7時まで
- ・土曜日 午前8時30分～午後5時まで
- ・学校休業日 午前8時～午後7時まで

## 放課後児童クラブの利用登録状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
登録児童数	95人	120人	134人	158人

### 令和3年度の学年別利用登録状況

1年生	59人	4年生	17人
2年生	27人	5年生	7人
3年生	44人	6年生	4人



## 放課後児童クラブの今後の運営について

- ・山形小学校の約36%の児童が放課後児童クラブを利用しています。
- ・利用者数は年々増加傾向にあることから、子どもたちが健やかに過ごしていただく居場所としての施設の充実を図ります。

## ～放課後児童の居場所づくり～

【子育て支援課】

### 放課後等ディサービス

発達に心配のある児童に対して、放課後や長期休業中に、生活習慣や社会で生活するための支援を行っています。

# ～放課後児童の居場所づくり～

【教育政策課】

## ◇現在の取組み①

山形村学校支援地域本部

「放課後山形っ子タイム」 4月から10月

毎週水曜日の放課後

1年から4年(14:40～15:55)

5年・6年 (15:30～15:55)

児童が学校に残って遊んだり、学習したりできる場所を設定し、  
その活動の見守り支援を学習支援部と協働して行う。

実施回数 令和3年度 12回  
延べ参加人数 1, 058名  
支援者延べ人数 114名



# ～放課後児童の居場所づくり～

【教育政策課】

## ◇現在の取組み②

### 教育委員会

#### 「やまがた未来塾」

山形村農業者トレーニングセンターで開催  
毎月2回土曜日実施  
小学生：午前9時30分から11時30分(4年生以上)  
中学生：午後1時から4時

興味・関心を持って主体的に学習に取り組む児童生徒の学びの姿勢を養うため、村と信州大学による連携・協働のもと、希望する児童生徒に対して支援を行うことを目的とする。

令和3年度 小学生 27人 中学生 23人 登録

学習サポート: 信州大学 学生 9人 教員経験者 2名



## 昼食提供:安全な学校給食を守る会 地場産品を使った食事の提供



# ～放課後児童の居場所づくり～

【教育政策課】

## ◇現在の取組み③

教育委員会

「チャレンジ講座」

(小学生・中学生・高校生・大人)

ひこうきづくり、オルゴールづくり、トールペイン  
トなど13講座を用意

子どもから大人まで一緒に参加し、共に取り組む  
ことで世代間交流を図る。



ひこうきづくり講座



オルゴールづくり講座



トルペイント講座

# ～放課後児童の居場所づくり～

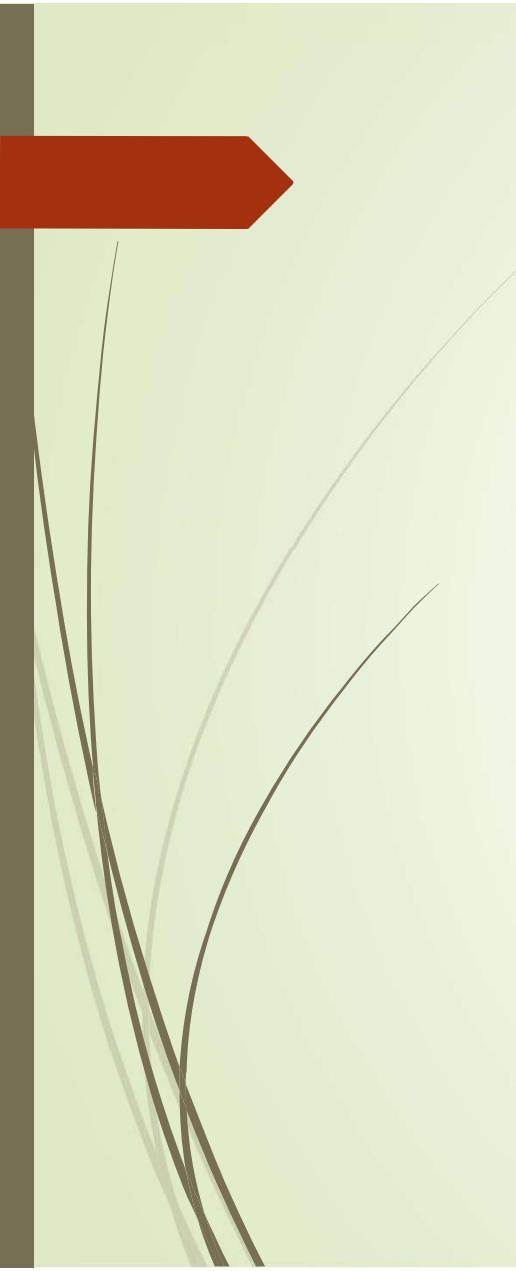
【教育政策課】

## ◇現在の取組み④

農業者トレーニングセンター

【学習コーナー】・【図書館】





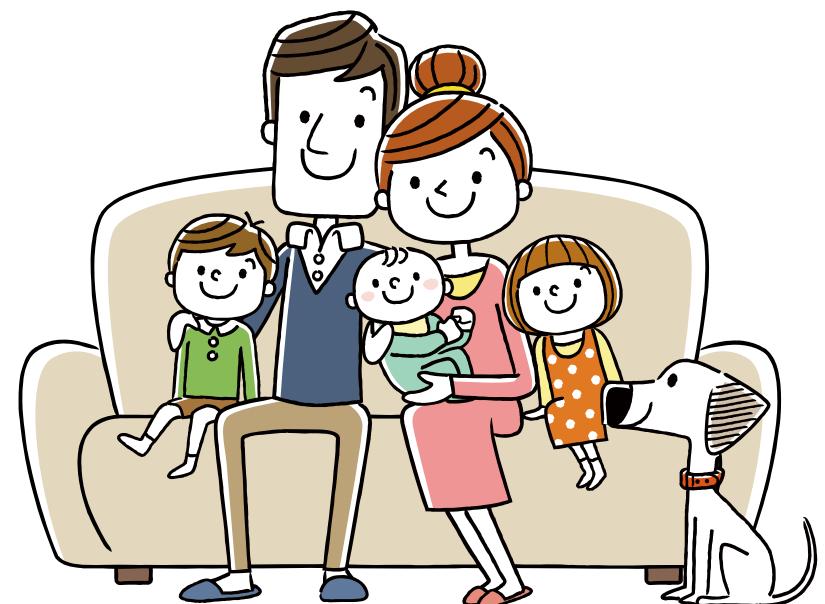
～放課後児童の居場所づくり～

**【子育て支援課】** 子育て支援センター内  
0263-98-5600

**【教育政策課】** 農業者トレーニングセンター内  
0263-98-3155

\* 山形村 \*

# 子育て ガイドブック



山形村 子育て支援センター すくすく  
☎98-5600

☎98-5600

## はじめに

「山形村子育てガイドブック」は  
0歳から18歳までの  
子育てに関する支援や行政サービス、  
相談窓口などの情報が掲載されています。  
身近なところにおいていただき、  
子育てにご活用いただけることを  
願っております。



## もくじ

● 山形村子育てサポートプラン	3
● 妊娠・出産・子育てのスタート	5
● お出かけ施設・交流の場	8
● 保育園	9
● 子育て支援	11
● 小・中学校	13
● 障がいのあるお子さんへの支援	14
● 経済的な支援	15
● ひとり親家庭への支援	17
● 児童虐待の予防	18
● 村の医療機関	19
● 施設窓口一覧	20
● マップ	21

# 子育てサポートプラン



妊娠

- 妊娠届・母子健康手帳の交付

- 妊娠健康診査
- 妊婦相談

出産

- 出生届
- 児童手当申請
- 医療受給者証申請

- 産後ケア
- 1ヶ月児健康診査(医療機関)
- 産婦健康診査

育児

家庭訪問

- 新生児訪問  
※保健福祉課 保健師
- こんにちはあかちゃん訪問  
※子育て支援課 保健師または助産師

予防接種

- ヒブワクチン
- 肺炎球菌ワクチン
- B型肝炎ワクチン
- ※生後2カ月から受けるもの

- Babyメイト(2ヶ月児相談)  
すくすくデビュー
- 4ヶ月児健康診査

- 離乳食教室  
ゴックン期  
モグモグ期
- ベビーマッサージ講座  
「ふわふわたっち」



健康と発達確認のために  
乳幼児健康診査を受けま  
しょう。

子育て支援

## ○親子の交流の場

地域で支え合いながら子育てを  
楽しみましょう。

- 子育て支援センター「すくすく」  
・ぽかぽか広場  
・ラビットタイム  
・すくすくデイ  
・おたのしみ会  
・子育てセミナー
- ふれあい児童館  
・子育てサークル  
●図書館  
・おはなし会

## ○子育て相談窓口

保育士、保健師等が相談に応じます。  
(相談場所は5P・8P・11Pをごらんください)

## ○子どもを預ける

ひとりで頑張らざるサービスを  
利用しましょう。

- 一時預かり
- 病後児保育
- 子育て支援ショートステイ
- ファミリーサポートセンター

## ○就園相談窓口

保育園などの利用相談が  
受けられます。



保健

- 7ヶ月児健康診査  
※ブックスタート
- 10ヶ月児健康診査
- 1歳6ヶ月児健康診査
- 2歳児健康相談
- 3歳児健康診査
- あかちゃんちびっこ相談



## ○保育園入園

家庭で保育できない児童を保護者に  
かわって保育します。

\*山形村には幼稚園はありません。入園相談は直接幼稚園にお問い合わせください。

## ○幼稚園入園\*

3歳児から小学校  
就学前の教育施設です。

就学前健診

小学校入 学



## ●妊娠・出産・子育てのスタート

母子健康手帳の交付	妊娠届出書提出時に交付 【持ち物】受診医療機関が発行した証明書 【交付】保健福祉センター(保健福祉課) ☎97-2100
妊娠婦・乳児健康診査	妊娠期14回、産後1回(必要と認められる場合は更に1回)、産科・助産所等で受診、乳児期(1歳未満)1回、医療機関で受診 【受診票】母子健康手帳の交付と合わせて交付 ※ただし健診費用が助成額を上回ったときは超過分自己負担となります。 【交付】保健福祉センター(保健福祉課) ☎97-2100
妊婦相談	妊娠中に助産師や保健師による個別相談 【対象】妊婦全員 【場所】子育て支援センター(子育て支援課) ☎98-5600 【申込】不要。子育て支援課から直接連絡し、日程を調整 ※相談を受けた方全員に育児グッズのプレゼント
出生届	出産した日から14日以内に提出 【場所】山形村役場 住民課 ☎98-3112 【持物】出生証明書 届出人の印鑑 健康保険証 母子健康手帳 ※児童手当(P15)と福祉医療(P15)も同時に手続き
産後ケア事業	日帰りや宿泊による心身ケアや育児指導など 【対象】出産後退院して30日以内で、家族等から産後の支援が受けられず育児支援が必要な産婦と乳児 【場所】松本市立病院・丸の内病院・横西産婦人科・まつば助産院・あゆみ助産院 【費用】自己負担20%(生活保護世帯、非課税世帯減免有) ※利用方法や自己負担額などの詳細はお問い合わせください。 子育て支援センター(子育て支援課) ☎98-5600
新生児訪問	保健師が訪問し、体重測定、育児相談、子育てに関する情報提供などを実施 【対象】概ね生後1ヶ月の乳児がいる全家庭 【申込】不要。保健福祉課保健師から事前連絡し、日程を調整 【問合せ】保健福祉センター(保健福祉課) ☎97-2100
乳児家庭全戸訪問 「こんにちは赤ちゃん訪問」	保健師又は助産師が訪問し、体重測定、育児相談、地域の子育て支援サービスの案内や情報提供などを実施 【対象】生後4ヶ月前後の乳児がいる全家庭 【申込】不要。子育て支援課保健師から事前連絡し、日程を調整 【問合せ】子育て支援センター(子育て支援課) ☎98-5600

あかちゃん 2ヶ月児相談 Babyメイト	助産師や保健師による育児相談 手がた足がたをとって、カードをプレゼント 【対象】生後2ヶ月児 【日程】年12回/詳細はお問い合わせください。 【場所】子育て支援センター(子育て支援課) ☎98-5600 【予約】要予約。託児有。 【費用】無料
ベビーマッサージ講座 「ふわふわたっち」	助産師によるオイルマッサージ指導 【対象】生後1ヶ月からハイハイ前の乳児 【場所】子育て支援センター(子育て支援課) ☎98-5600 【予約】要予約。託児有。 【費用】オイル代500円 ※追加購入可
乳幼児健康診査	■4ヶ月児健康診査 ■7ヶ月児健康診査 ■10ヶ月健康診査 ■1歳6ヶ月健康診査 ■3歳児健康診査 【予約】不要。個別に通知を送付します。 【場所】保健福祉センター(保健福祉課) ☎97-2100 ※7ヶ月健診時、絵本(ファーストブック)のプレゼントを実施
あかちゃん ちびっこ相談	保健師、栄養士等による 体重測定、発達・発育・栄養相談等を実施 【対象】概ね未就園の乳幼児 【予約】要予約。 【場所】保健福祉センター(保健福祉課) ☎97-2100
眼科健診	【対象】1歳6ヶ月～2歳 【予約】不要。個別に通知を送付します。 【場所】保健福祉センター(保健福祉課) ☎97-2100
離乳食教室	●ゴックン期(生後3ヶ月～5ヶ月頃の乳児と保護者) ●モグモグ期(生後5ヶ月～7ヶ月頃の乳児と保護者) 【予約】要予約。個別に通知を送付します。 【費用】無料 【場所】保健福祉センター(保健福祉課) ☎97-2100

## ●お出かけ施設・交流の場



2歳児健康相談	<p>【対象】2歳児 【予約】不要。個別に通知を送付します。 【場所】保健福祉センター(保健福祉課) ☎97-2100</p>
不妊・不育症治療補助	<p>不妊・不育症治療にかかる医療費の一部を助成しています。 【対象】村内に1年以上住所を有し、世帯に村税などの滞納がないことなどの条件があります。 【補助】治療費の2分の1で上限20万円 【問合せ】保健福祉センター(保健福祉課) ☎97-2100</p>
定期予防接種	<p>大切な子どもを病気から守るために予防接種を受けましょう。 対象時期になりましたら、村から予診票を送付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ヒビ(インフルエンザ菌b型)</li> <li>■小児肺炎球菌</li> <li>■4種混合(不活化ポリオ・ジフテリア・百日咳・破傷風)</li> <li>■BCG(結核)</li> <li>■麻しん(はしか)・風疹 混合</li> <li>■日本脳炎</li> <li>■水痘</li> <li>■B型肝炎</li> </ul> <p>【問合せ】いちいの里(保健福祉課) ☎97-2100</p>

### ✿子育て支援センター すくすく

子育て中の家族を総合的に支援するため、親子教室、育児相談を実施して、育児不安の解消や子育てサークルづくりのお手伝いなどを行っています。また、乳幼児と保護者がつどい、あそびや育児情報の交換、仲間づくりができる場としても利用してください。

利用対象者	小学校入学前の子どもと保護者
利用時間	午前9時～午後4時 ※12時30分～13時はプレイルームの利用はできません。
休館日	土、日、祝日及び年末年始 ※月に1度日曜開館日があります。
主なプログラム	<p>概ね入園前の乳幼児と保護者対象の月行事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ぽかぽか広場…保育士やボランティアによるおはなし会</li> <li>●らびっとタイム…親子体操、地域交流、親向け講習会、制作など</li> <li>●すくすくバースデー(おたのしみ会)…誕生児の手がた・足がたをカードにとり、人形劇や音楽でお祝いします。</li> <li>●すくすくデイ…月に一度、手がた・足がたをカードに残します。</li> <li>●子育てセミナー…リフレッシュしたり、育児について学んだり要望に応じて随時開催します。</li> </ul>

※開催日等詳細については、ホームページをご覧になるかお問い合わせください。

《問合せ》子育て支援センター「すくすく」☎98-5600

### ✿ふれあい児童館

0歳から18歳までの児童が、年齢に応じいろいろなあそびを体験できます。子育てサークルの活動拠点となっており、イベントなどの開催場所としても利用されています。家族のふれあいの場、交流の場としてご利用ください。

開館時間	平日/午前10時～午後5時 土/午前8時30分～午後5時 ※長期休暇、振替休日等で小学校が休みの場合は 午前8時30分～午後5時となります。	休館日	日曜・祝日及び年末年始
------	---	-----	-------------

※団体利用は、事前にお問い合わせください。

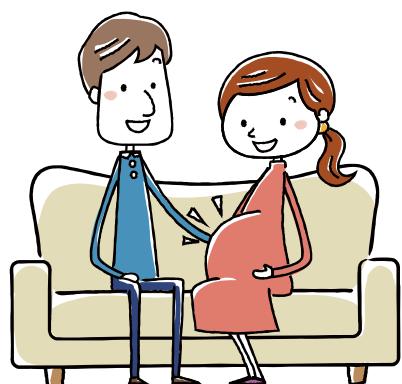
《問合せ》ふれあい児童館 ☎98-3081

### ✿山形図書館

絵本や紙芝居、子育てに役立つ本がたくさんあります。

開館時間	火曜日～金曜日/午前10時～午後7時 土、日、祝日 /午前9時～午後5時	休館日	月曜日、年末年始
主な行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●おはなし会 [対象]概ね1～3歳の子と保護者 [内容]絵本の読みきかせ、パネルシアター、手遊びなど</li> <li>●わらべうたの会「せっせっせ」 [対象]乳児期から就園前の子と保護者</li> <li>●ぶっくかふえ [対象]本好きが集まり、お茶会を開催</li> </ul>		

《問合せ》山形村図書館(トレーニングセンター内) ☎98-3155



# ●保育園

## \*保育園が行う子育て支援

### 通常保育

就労や病気等の理由により家庭で保育ができない児童を保護者にかわって保育を行います。入園にあたっては手続きが必要です。

保育園	公立:山形保育園	私立:やまのこ保育園
所在地	山形村3875番地2	山形村7128番地1
電話番号	98-2035	98-5522
定 員	280名	60名
対象年齢	生後6ヶ月～5歳	生後2ヶ月～5歳
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育標準時間 月曜日～金曜日 7時30分～18時30分</li> <li>■保育短時間 月曜日～金曜日 8時30分～16時30分</li> </ul>	
延長保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■早朝 7:15～</li> <li>■夕方 ~18:45まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■早朝 7:00～</li> <li>■夕方 ~19:00まで</li> </ul>
土曜保育	8:30～16:30	7:30～18:00
入園の条件	山形村に住民登録のある児童の保護者が、下記要件のいずれかに該当していること	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■家庭内外で児童と離れて、家事以外の労働をしている</li> <li>■母親が妊娠中であるか出産後間がない</li> <li>■疾病や障がいを持っている</li> <li>■同居または長期入院している親族を常時看護・介護している</li> <li>■震災時の災害の復旧にあたっている</li> <li>■求職または起業準備</li> <li>■家庭の外で就学している(職業訓練校における職業訓練を含む) 等</li> </ul>	
休園日	日曜、祝日および12月29日～1月3日	
送迎用バス	あり (送迎条件あり)	なし
利用料	保護者の市町村民税所得割課税額と児童の年齢などにより算定 ※その他、必要に応じて園が定める必要経費の徴収	
障がい児保育	児童の心身に障がいを有する場合でも、保育園の集団生活が可能な場合は、要件を満たす限り入園することが可能	



### 一時預かり

保育園等を利用してない未就学児童で、保護者の就労や冠婚葬祭、急病、育児疲れの解消等による一時的な保育を実施しています。

対象者	村内に住所を有する未就学児童
利用時間	8時30分～16時30分 (原則1週間につき3日を上限とする)
利用料	3歳未満児:400円/時間 3歳以上児:200円/時間 ※当該年度到達年齢による
実施施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>■山形保育園 ☎98-2035</li> <li>■やまのこ保育園 ☎98-5522</li> </ul>
申込み	各保育園へ直接お問い合わせください

### 子育て支援活動

就園前の児童のいる家庭に対して、園庭の開放や、遊び場の提供などを実施しています。  
詳細は各保育園へ直接お問い合わせください。

### 特別利用保育

保育に欠ける理由がない場合でも、一定の条件で保育園の利用が可能ですが。ただし、園の認可定員及びクラス定員に余裕がない場合は実施できません。

対象者	当年度4月1日現在で満3歳に達している児童(年少以上児)
利用時間	8時30分～16時30分 (延長保育時間の利用不可)
利用料	保護者の市町村民税所得割課税額と児童の年齢などにより算定 ※その他、必要に応じて園が定める必要経費の徴収
実施施設	山形保育園
問合せ	子育て支援課 ☎98-5600

# ●子育て支援

## \*病後児保育

乳児・幼児、または小学校に就学している児童で、病気回復期のため集団での生活に不安があり、また、保護者の就労等により休暇が取れない場合に、保護者にかわって保育を実施します。※連続5日以内

《対象》生後6ヶ月児から小学6年生まで

《利用料》保育料に含まれます。

※保育園等に通っていない未就園児や就学児は別途利用料がかかります(減免制度あり)。

《施設》子育て支援センター 病後児室 ☎98-5600

《申込み》事前登録が必要です。※利用当日も可

## \*子育て支援ショートステイ

養育が一時的に困難になったとき、児童福祉施設で宿泊による預かりを行います。

《対象》18歳未満の子

《期間》7日以内

《施設》○日赤乳児院/松本市元町 ○松本児童園/松本市島内  
○木曾ねざめ学園/上松町 ○つづじが丘学園/岡谷市川岸

《利用料》2歳未満児 5,350円/日

(生活保護世帯/0円 非課税世帯またはひとり親世帯/1,100円)

2歳以上児 2,750円/日

(生活保護世帯/0円 非課税世帯またはひとり親世帯/1,000円)

《申込み》事前申し込みが必要です。子育て支援課 ☎98-5600

## \*ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい方と、子育てのお手伝いをしたい方の双方を会員として登録します。

《協力会員》山形村内に在住し、子育てのお手伝いをしたい人

《依頼会員》山形村内に在住し、子育ての手助けをしてほしい人

《対象》0歳から中学校3年生まで

《援助内容》保育所等への送迎や、冠婚葬祭・学校行事の参加の際の子どもの預かりなど

《申込み》子育て支援センター すぐすぐ

## 《報酬の基準》

曜日	時間	料金
平日(月曜日～金曜日)	午前8時～午後6時 上記以外の早朝・夜間	250円(1人/30分) 300円(1人/30分)
土・日曜日・祝日	午前8時～午後6時	300円(1人/30分)

※きょうだいでの預かりは2人目から半額になります。

## \*子育て家庭優待事業

### ながの子育て家庭優待パスポート

協賛店舗等に「ながの子育て家庭優待パスポート」を提示することにより、さまざまな特典やサービスが受けられます。

《対象者》満18歳に達して最初の3月31日までの子どもとその保護者または妊娠中の方

《実施場所》協賛店舗等の入口などにポスター・ステッカー表示があります。

《配布方法》転入者には住民課窓口、妊娠中の場合は母子手帳交付時に配布しています。



お住いの市町村名	記載の子どもとその家族に限り 使用できます。
子どもの名前 生年月日	◆各サービスを受ける場合 は必ずこのカードを提示してください。
年 月 日	◆満18歳以下の子どもが満18歳に 達するまでの間、また3月31日を 超えた場合はカードは無効 となります。
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
出産予定日 年 月 日	■お住いの市町村の子育て支援担当課までお問い合わせください。 QRコード

《問合先》子育て支援課 ☎98-5600

### ながの多子世帯応援プレミアムパスポート

「ながの子育て家庭優待パスポート事業」協賛店舗のうち、多子世帯応援プレミアムパスポート事業に賛同いただいている店舗で独自の上乗せサービスが受けられる専用のパスポートです。

《対象者》満18歳に達して最初の3月31日までの子どもが3人以上いる世帯

《実施場所》協賛店舗の入り口などにポスター・ステッカー表示があります。

《配布方法》3人目の出生届け提出時、または対象世帯の転入時に住民課窓口で配布しています。



お住いの市町村名	記載の子どもとその家族に限り 使用できます。
子どもの名前 生年月日	■協賛店でサービスを受ける 場合は必ずこのカードを 提示してください。
年 月 日	■年産未満18歳以下の子 どもが3人以上いる世帯が 対象です。
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

《問合先》子育て支援課 ☎98-5600



## ●小・中学校

公立小中学校	山形村立 山形小学校	松本市山形村朝日村中学校組合立 鉢盛中学校
所在地	山形村3867番地	朝日村古見3332番地5
電話番号	☎98-2012	☎99-2501

### ✿小中学校的転入学

#### 村外からの転入

住民票異動届時に、教育委員会から「転入学通知書」が発行されます。学校長宛の「転入学通知書」と前の学校で発行された転校関係書類をお持ちになり、学校で手続きしてください。

#### 村外への転出

転校が決まつたら、現在通学している学校へその旨伝え、最終日に転校関係書類を受け取り、転出先の市町村で手続きを行ってください。手続きの方法は市町村によって異なりますので、事前に転出先市町村の教育委員会へお問い合わせください。

《問合せ》教育委員会 ☎98-3155

### ✿特別支援学級・特別支援学校

特別支援学級や、特別支援学校などへの就学を希望する場合は、お子さんが特別な支援が必要であるか判断するため、就学相談委員会の判定が必要となります。詳細については教育委員会へお問い合わせください。

《問合せ》教育委員会 ☎98-3155

### ✿放課後児童クラブ

学校から帰宅しても保護者の就労などにより不在となる家庭や、学校の長期休業などに、安全かつ安心して過ごせる場所です。

実施場所	ふれあい児童館 ☎98-3081	
利用時間		月曜日～金曜日/学校終了後～午後7時 土曜日/午前8時30分～午後5時 長期休業(春・夏・冬休み、計画休業・振替休日)/午前8時～午後7時
休館日		日曜、祝日及び年末年始、村長が必要と認めた日
対象児童		小学校1年～6年生 長期休業・一時利用 200円/日
利用料	17時まで:1,000円/月 18時まで:2,000円/月 19時まで:3,000円/月	※おやつは別途料金が必要
申込み	登録制(年度途中は随時受付)	

### ✿児童館事業(レインボークラブ)

《対象》小学生

《内容》手話、絵手紙、体操教室、囲碁などの体験教室

《申込み》各教室開催前に募集。

《問合せ》ふれあい児童館 ☎98-3081

## ●障がいのあるお子さんへの支援



#### ✿障害者手帳

障がいに応じて身体・療育・精神保健福祉の各障害者手帳が交付されます。  
障がいの種類や程度に応じて様々な福祉サービスを受けることができます。  
《申請》保健福祉センター(保健福祉課) ☎97-2100

#### ✿障害児福祉手当

《対象》日常生活に常時特別な介護を要する在宅の重度障害児  
※障がいの程度、支給制限等詳細はお問い合わせください。  
《支給額》14,790円/月  
《支給月》5月・8月・11月・2月  
《申請》保健福祉センター(保健福祉課) ☎97-2100

#### ✿特別児童扶養手当

《対象》精神または身体に障がいのある在宅の児童を監護する父、母または父母にかわって児童を養育している方  
《支給額》1級:障がい児1人につき52,500円/月  
2級:障がい児1人につき34,970円/月  
《支給月》4月・8月・11月  
《申請》山形村役場 住民課 ☎98-3112

#### ✿自立支援医療の給付

《対象》身体に障がいのある18歳未満の児童  
《内容》早期治療を施し、将来生活していくための必要な能力をもたせるための医療。  
※身体障害者手帳の必要なし  
《自己負担》原則1割 ※所得制限あり

#### ✿障害福祉サービス

##### 障がい児通所支援

障がい児に対して、基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。

《サービスの種類》児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス

##### 地域生活支援事業

障がい児(者)に対して、社会参加を促すための外出支援や、家族の一時的な休息を目的とした日中一時預かり、自宅で入浴サービスを行います。

《サービスの種類》移動支援、日中一時支援、訪問入浴

##### タイムケア事業

障がい児(者)が家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に、事前登録後介護委託することができます。

《申請》保健福祉センター(保健福祉課) ☎97-2100

# ●経済的な支援

## ※児童手当

《対象》児童の養育者に支給されます。※所得制限あり

《受給期間》申請した月の翌月から15歳に達した年度の3月まで

《支給月》6月・10月・2月

《支給金額》児童1人当たりの金額 ※所得制限限度額以上の受給者の場合、一律5,000円

区分	3歳未満	3歳～小学校修了前	中学生
第1、2子		10,000円/月	
第3子以降	15,000円/月	15,000円/月	10,000円/月

《問い合わせ》山形村役場住民課 ☎98-3112

## ※出産育児一時金

《対象》健康保険加入者の出産に対して支給されます。

《支給金額》出生児1人につき42万円(産科医療補償制度対象外の場合は40万4,000円)

《手続き》出産前の手続きにより、「直接支払制度」または「受取代理制度」で、加入している健康保険から直接支払います。

■社会保険・勤務先

■国民健康保険:住民課(☎98-3112)

《支給》村の国保から直接医療機関等へ出産一時金を支払います。

## ※子ども医療費助成

《対象》18歳までの子どもが病院等を受診した時に、医療費を助成します。

《内容》保険診療の自己負担分から1レセプトあたり500円の受給者負担金を差し引いた額

《助成方法》子ども医療費受給者証の交付を受け、県内の医療機関窓口で保険証と一緒に提示。受給者証は住民課窓口で申請。

※県外の医療機関受診の場合は役場、住民課(☎98-3112)へ申請の後払戻し

## ※就学援助

《対象》経済的な理由によって就学困難と認められる山形小学校に就学している児童の保護者

《支給対象》学用品費、新入学児童学用品費等(1年生)、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費

《支給月》7月・11月・3月

《申請》小学校で配布される申請書に必要事項を記入し、教育委員会(☎98-3155)に提出してください。

《決定》6月中旬頃審査結果通知

## ※特別支援教育就学奨励費

《対象》山形小学校の特別支援学級に通級している児童の保護者

《支給対象》学用品等購入費、新入学児童学用品費等(1年生)、校外活用費、修学旅行費、学校給食費

《支給月》7月・11月・3月

《申請》小学校で配布される申請書に必要事項を記入し、教育委員会(☎98-3155)に提出してください。

《決定》6月中旬頃、審査結果通知

## ※中学校生徒遠距離通学費助成

《対象》自宅から中学校までの自転車通学可能な最短距離が3キロメートル以上の鉢盛中学校生徒の保護者 ※保護者に村民税等の滞納がないこと。

《申請》対象となる家庭へ5月～6月頃通知を送付します。

申請用紙に記入し、教育委員会(☎98-3155)に提出してください。

《補助額》5,000円

## ※私立高等学校通学者補助金

《対象》私立高等学校在学生徒の保護者

《申請》保護者宛に送付される(5月頃)申請用紙に記入し、役場総務課(☎98-3111)に提出してください。

《補助額》1人当たり20,000円/年



## ●ひとり親家庭への支援

### \*児童扶養手当

《対象》母子父子家庭や父または母が重度の障がいのある家庭等 ※所得制限有

《受給期間》申請した月の翌月から子どもが18歳になった年度の3月まで

※子どもに一定の障がいがある場合は20歳未満まで延長

#### 《支給金額》

子の人数	全部支給	一部支給
1人目	43,160円/月	43,150円～10,180円
2人目	10,190円加算	10,180円～5,100円加算
3人目以上 (ひとりにつき)	6,110円加算	6,100円～3,060円加算

「支給事由発生から7年経過」、「支給開始から5年経過」のいずれか早い時点で半額に減額される場合があります。

《支給月》5・7・9・11・1・3月※R2.4現在。変更の可能性があります。

《問合せ》山形村役場住民課 ☎98-3112

### \*母子父子家庭等医療

《対象》母子父子家庭で18歳以下の児童を扶養している母・父及び児童と父母のいない児童

《受給額》保険診療の自己負担分から1レセプトあたり500円の受給者負担金を差し引いた額

《助成方法》「母子父子家庭等医療費受給者証」の交付を受け、県内の医療機関窓口で保険証と一緒に提示。県外の医療機関での受診は、申請による払戻しとなります。

※県外の医療機関受診の場合は役場住民課(☎98-3112)へ申請の後払戻し

### \*母子父子寡婦福祉資金利息補助

《対象》母子父子または寡婦の方 ※貸付けには一定の要件を満たす必要があります。

《支給内容》子どもの福祉の向上、就学、就労または知識技能の習得に必要な資金の貸付け。

《補助対象》借受金の償還をする場合の利息1/2を補助します。

《申請》貸付:松本保健福祉事務局 ☎40-1914

利息補助:子育て支援課 ☎98-5600



## ●児童虐待の予防

妊娠や出産、子育てに悩んでいることはありませんか?また、悩んでいる方が身近にいませんか?望まぬ虐待が起きてしまうその前に、ご連絡ください。

#### 主な虐待の種類

##### ■身体的虐待

殴る、蹴る、投げ飛ばす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縛などにより拘束する など

##### ■性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

##### ■放置や教育の拒否(ネグレクト)

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、病気になっても病院に連れて行かない など

##### ■心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(DV)など

虐待かもと思ったら  
児童相談所 全国共通ダイヤル

189 (いち・はや・く)

#### 相談窓口

松本児童相談所 ..... ☎91-3370

長野県児童虐待・DV24時間ホットライン ..... ☎026-219-2413

全国子育て・虐待防止ホットライン ..... ☎0570-064-000

松本警察署 ..... ☎0263-25-0110

子育て支援課 ..... ☎98-5600

## ●村の医療機関

診療所・医院	所在地	電話番号	予防接種の受付
横山医院	3916番地	98-2884	可
山形協立診療所	2524番地1	98-3933	可
宮原医院	5501番地6	97-1055	可
山形整形外科クリニック	3926番地1	98-5277	高齢者のみ
マルコウ整骨鍼灸院	4257番地4	98-3753	
山形中央整骨院	3907番地1	97-1171	
みやざわ整骨院	5507番地2	88-2855	
ウエムラ歯科	5511番地10	98-4853	
やまもと歯科医院	5595番地9	98-5868	

### ✿夜間救急対応

《松本市小児科・内科夜間急病センター》 松本市城西2丁目5番22号

小児科・内科の外来診察を専門とする医療機関。急病の応急処置のみの対応です。翌日以降にかかりつけ医を受診しましょう。

【電話番号】 0263-38-0622

【診療時間】 午後7時～午後11時まで

### ✿小児救急電話相談

休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処すればよいのか、診療を受けたほうがいいのか判断に迷ったとき、小児科医師・看護師への電話による相談が出来、適切な処置の仕方やアドバイスを受けることができます。

【電話番号】 最初に#(シャープ)を押し、続けて8000、または0263-34-8000

【受付時間】 午後7時～午後11時まで

### ✿休日当番医

休日の当番医、当番薬局については、塩筑医師会ホームページ等をご活用ください。

【塩筑医師会ホームページ】 <http://www.enchiku-med.jp/>

## ●施設窓口一覧

### 《相談支援関係機関》

施設・機関名	相談内容
子育て支援課:98-5600 子育て支援センター内	○ひとり親家庭、児童虐待等に関する相談 ○発達、子育てに関する専門的支援(心理・言語相談等)
保健福祉課:97-2100 保健福祉センター内	○発達、育児、栄養相談 ○障がい福祉サービス、手帳に関する相談
山形保育園:98-2035 やまのこ保育園:98-5522	○子育て相談 ○発達に心配がある子どもへのサポート
教育委員会:98-3155 トレーニングセンター内	○虐待、非行、いじめ、不登校等、教育相談 ○特別支援学級、就学個別相談

### 《各施設所在地》

公共機関等 名称	所在地	電話番号
山形村役場	2030番地1	98-3111
総務課		98-3111
税務課		98-5663
会計課		98-5668
住民課		98-3112
議会事務局		98-3111
産業振興課		98-5664
建設水道課		98-5667
子育て支援課	3810番地1	98-5600
保健福祉課	4520番地1	97-2100
教育委員会	2040番地1	98-3155
いちの里	3810番地1	97-2100
保健福祉センター		97-2100
地域包括支援センター		97-2104
子育て支援センター	3817番地1	98-5600
農業者トレーニングセンター	2040番地1	98-3155
ミラ・フード館	2061番地1	98-3033
ふれあい児童館	3940番地1	98-3081
山形保育園	3875番地2	98-2035
やまのこ保育園	7128番地1	98-5522
山形小学校	3867番地	98-2012
鉢盛中学校	朝日村古見3332番地5	99-2501
ファミリーサポートセンター	3817番地1	98-5600
社会福祉協議会	4520番地1	97-2102
山形消防署	5997番地3	98-4455
山形村警察官駐在所	3901番地4	98-2019

## ●マップ



ミーティングにご参加いただき、ありがとうございます。  
[続行]をクリックして簡単なアンケートにご協力ください。

下記の外部URLアクセスするとzoom.usから離れます

[https://s-kantan.jp/vill-yamagata-nagano-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=17486](https://s-kantan.jp/vill-yamagata-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=17486)

本当に続行しますか？

続行

[zoom.us|ことどまる](#)